

令和5年12月25日 開会

令和5年 第3回

枚方寝屋川消防組合議会

定例会議案書

枚方寝屋川消防組合

目 次

報告第2号	専決事項の報告について	・・・	1頁
	専決第2号 損害賠償の額を定めることについて	・・・	2頁
	専決第3号 損害賠償の額を定めることについて	・・・	4頁
	専決第4号 損害賠償の額を定めることについて	・・・	6頁
認定第1号	令和4年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	・・・	8頁
議案第10号	令和5年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	・・・	10頁
議案第11号	枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について	・・・	18頁
議案第12号	枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	・・・	44頁
議案第13号	財産（防火衣）の取得について	・・・	51頁
議案第14号	枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の一部変更について	・・・	53頁

報告第2号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年12月25日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

記

- | | | | |
|---|------|------------------|----|
| 1 | 専決事項 | 損害賠償の額を定めることについて | 3件 |
|---|------|------------------|----|

専決第2号

損害賠償の額を定めることについて

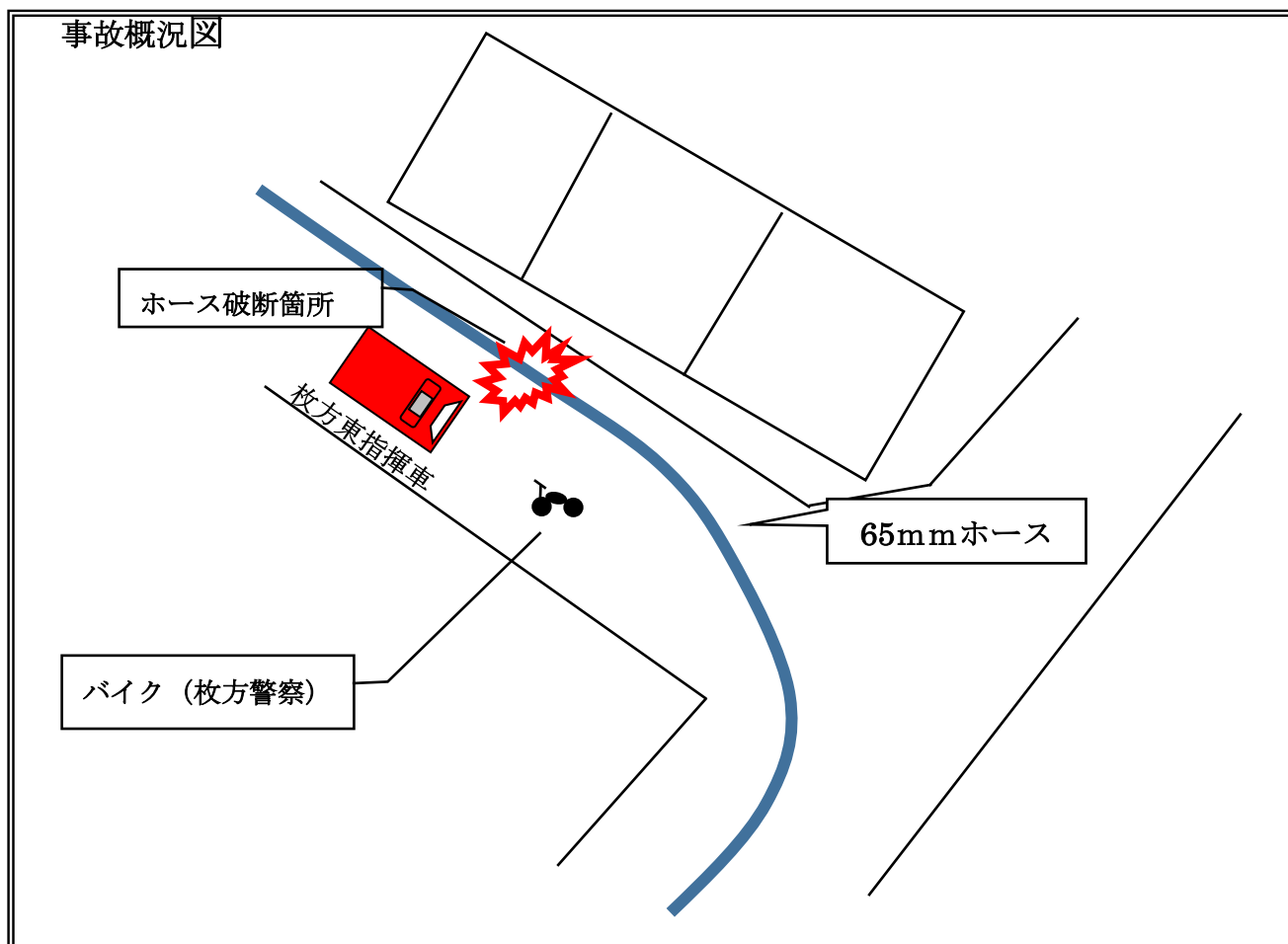
次のとおり損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年8月8日専決

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

記

- 1 賠償の額 金 99,206 円
- 2 賠償の相手方 大阪府枚方警察署
- 3 賠償事案の内容 令和5年6月12日（月）3時31分覚知、枚方市樋之上町5番26号の中高層建物火災に出動した枚方消防署川越消防小隊が延長していたホースが破断し、噴出した水の勢いで跳ね上がったホースが駐車していたバイクに接触し、損傷させたもの。
- 4 和解の内容
 - (1) 枚方寝屋川消防組合は、相手方に対し本件事故による賠償の額として金99,206円を支払う。
 - (2) 枚方寝屋川消防組合と相手方とは、本件事故に関し、一切異議、請求の申し立てをしない。



専決第3号

損害賠償の額を定めることについて

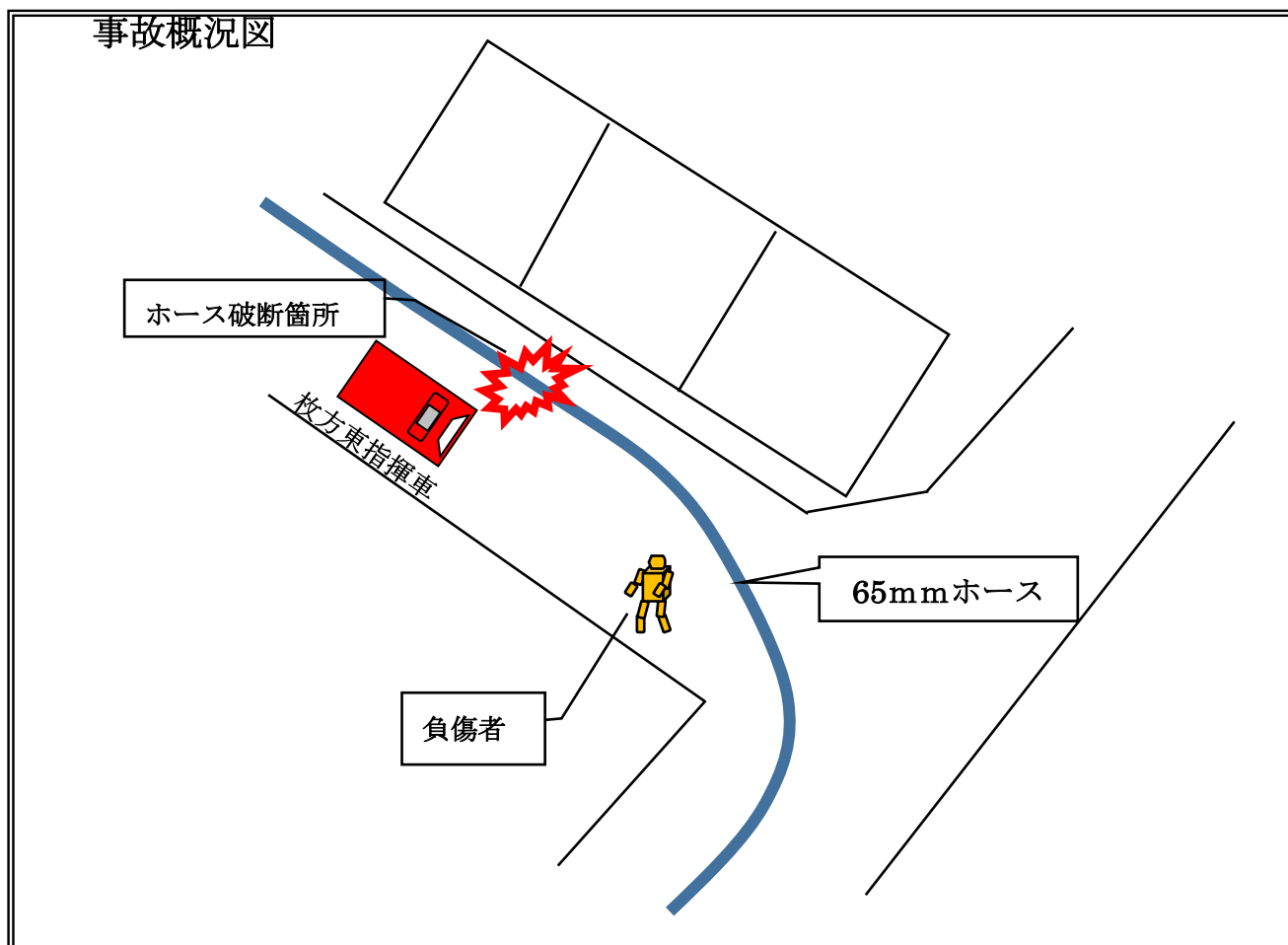
次のとおり損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年8月8日専決

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

記

- 1 賠償の額 金 172,875 円
- 2 賠償の相手方 枚方市在住者
- 3 賠償事案の内容 令和5年6月12日（月）3時31分覚知、枚方市樋之上町5番26号の中高層建物火災に出動した枚方消防署川越消防小隊が延長していたホースが破断し、噴出した水の勢いで跳ね上がったホースが市民に接触し、負傷させたもの。
- 4 和解の内容
 - (1) 枚方寝屋川消防組合は、相手方に対し本件事故による賠償の額として金172,875円を支払う。
 - (2) 枚方寝屋川消防組合と相手方とは、本件事故に関し、一切異議、請求の申し立てをしない。



専決第4号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をする。

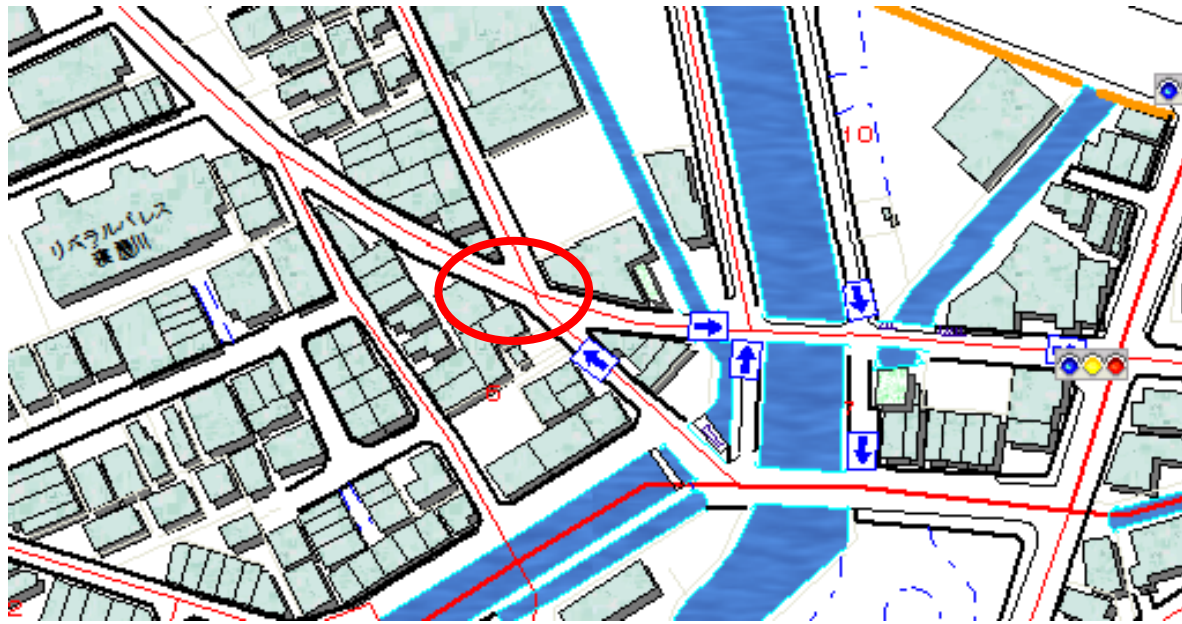
令和5年9月21日専決

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

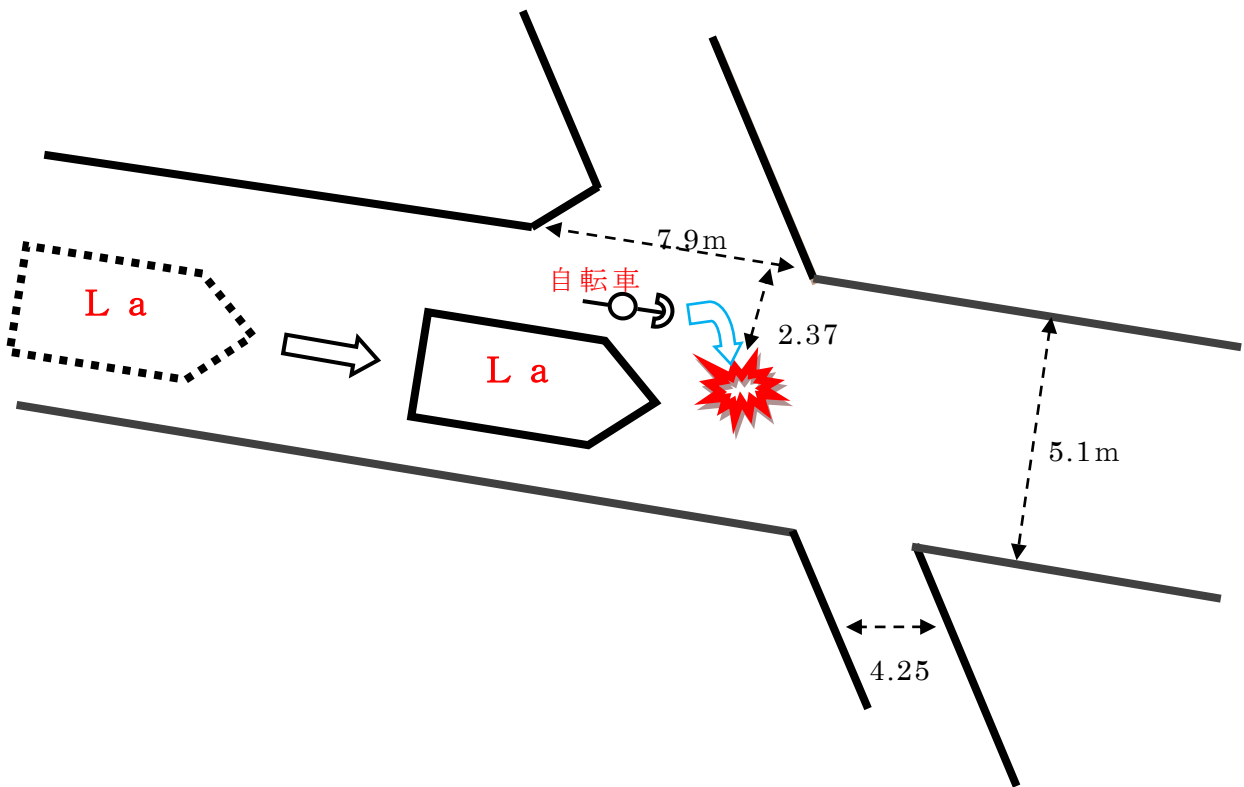
記

- 1 賠償の額 金 36,250円
- 2 賠償の相手方 茨木市在住者
- 3 賠償事案の内容 令和5年7月12日（水）8時54分頃、中高層建物火災に出動した寝屋川消防署本署配備の梯子車が寝屋川市石津南町9番3号の交差点に差し掛かったところ、道路左側前方を同方向に進行中の自転車が進行方向を右に変更したことにより、梯子車左側前方と接触・転倒したことにより、自転車を運転していた16歳男性が負傷並びに自転車が破損するとともに、梯子車左前方ウインカーが損傷したものです。
- 4 和解の内容
 - (1) 本件事故の責任割合は、枚方寝屋川消防組合50%、相手方50%とする。
 - (2) 枚方寝屋川消防組合は、相手方に対し本件事故による賠償の額として金36,250円を支払い、相手方は、枚方寝屋川消防組合に対して金8,800円を支払う。
 - (3) 枚方寝屋川消防組合と相手方とは、本件事故に関し、一切異議、請求の申し立てをしない。

附近見取図



事故概況図



認定第 1 号

令和 4 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 12 月 25 日 提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

議案第 10 号

令和 5 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）

令和 5 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 12 月 25 日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

第1表 債務負担行為補正

1 追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
受付業務委託	令和5年度から令和6年度まで	44,956
庁舎清掃委託	令和5年度から令和6年度まで	23,028
産業廃棄物等処理業務委託	令和5年度から令和6年度まで	7,219
IP電話保守委託	令和5年度から令和6年度まで	1,254
空調設備保守委託	令和5年度から令和6年度まで	2,547
自家用電気工作物保守委託	令和5年度から令和6年度まで	1,485
非常用発電機保守委託	令和5年度から令和6年度まで	2,333
エレベーター保守委託	令和5年度から令和6年度まで	1,165
建築物環境衛生管理委託	令和5年度から令和6年度まで	363
機械警備委託	令和5年度から令和6年度まで	462
二段式ガレージ保守委託	令和5年度から令和6年度まで	185
ホームページ保守委託	令和5年度から令和6年度まで	189
寝具等賃貸借	令和5年度から令和6年度まで	6,865
コピー機賃貸借	令和5年度から令和6年度まで	1,350
救急資機材等保守委託	令和5年度から令和6年度まで	1,502
AED賃貸借(消防車両)	令和5年度から令和6年度まで	79
感染防止衣賃借(日勤救急隊)	令和5年度から令和8年度まで	198
緊急通報システム保守委託	令和5年度から令和6年度まで	1,782
防災気象情報使用料	令和5年度から令和6年度まで	3,960
位置情報通知システム使用料	令和5年度から令和6年度まで	1,533
ネット119システム使用料	令和5年度から令和6年度まで	1,320
119番多言語対応委託	令和5年度から令和6年度まで	197
消防情報システム及び消防救急デジタル無線保守委託	令和5年度から令和6年度まで	104,130
セキュアブラウザ保守委託	令和5年度から令和6年度まで	1,206

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
受 付 業 務 委 託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	44,956	—
	補 正 後	44,956	—
庁 舎 清 掃 委 託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	23,028	—
	補 正 後	23,028	—
産 業 廃 棄 物 等 処 理 業 務 委 託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	7,219	—
	補 正 後	7,219	—
I P 電 話 保 守 委 託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	1,254	—
	補 正 後	1,254	—
空 調 設 備 保 守 委 託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	2,547	—
	補 正 後	2,547	—
自 家 用 電 気 工 作 物 保 守 委 託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	1,485	—
	補 正 後	1,485	—
非 常 用 発 電 機 保 守 委 託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	2,333	—
	補 正 後	2,333	—
エ レ ベ ー タ ー 保 守 委 託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	1,165	—
	補 正 後	1,165	—

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
—	—	—	—	—	—
	44,956	—	—	—	44,956
R6	44,956	—	—	—	44,956
—	—	—	—	—	—
	23,028	—	—	—	23,028
R6	23,028	—	—	—	23,028
—	—	—	—	—	—
	7,219	—	—	—	7,219
R6	7,219	—	—	—	7,219
—	—	—	—	—	—
	1,254	—	—	—	1,254
R6	1,254	—	—	—	1,254
—	—	—	—	—	—
	2,547	—	—	—	2,547
R6	2,547	—	—	—	2,547
—	—	—	—	—	—
	1,485	—	—	—	1,485
R6	1,485	—	—	—	1,485
—	—	—	—	—	—
	2,333	—	—	—	2,333
R6	2,333	—	—	—	2,333
—	—	—	—	—	—
	1,165	—	—	—	1,165
R6	1,165	—	—	—	1,165

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
建築物環境衛生管理委託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	363	—
	補 正 後	363	—
機 械 警 備 委 託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	462	—
	補 正 後	462	—
二段式ガレージ保守委託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	185	—
	補 正 後	185	—
ホームページ保守委託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	189	—
	補 正 後	189	—
寝 具 等 賃 貸 借 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	6,865	—
	補 正 後	6,865	—
コ ピ ー 機 賃 貸 借 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	1,350	—
	補 正 後	1,350	—
救急資機材等保守委託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	1,502	—
	補 正 後	1,502	—
AED 賃 貸 借 (消 防 車 両) (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	79	—
	補 正 後	79	—

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
—	—	—	—	—	—
	363	—	—	—	363
R6	363	—	—	—	363
—	—	—	—	—	—
	462	—	—	—	462
R6	462	—	—	—	462
—	—	—	—	—	—
	185	—	—	—	185
R6	185	—	—	—	185
—	—	—	—	—	—
	189	—	—	—	189
R6	189	—	—	—	189
—	—	—	—	—	—
	6,865	—	—	—	6,865
R6	6,865	—	—	—	6,865
—	—	—	—	—	—
	1,350	—	—	—	1,350
R6	1,350	—	—	—	1,350
—	—	—	—	—	—
	1,502	—	—	—	1,502
R6	1,502	—	—	—	1,502
—	—	—	—	—	—
	79	—	—	—	79
R6	79	—	—	—	79

事 項		限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額	
			期 間	金 額
感染防止衣賃借(日勤救急隊) (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	198		—
	補 正 後	198	—	—
緊急通報システム保守委託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	1,782		—
	補 正 後	1,782	—	—
防災気象情報使用料 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	3,960		—
	補 正 後	3,960	—	—
位置情報通知システム使用料 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	1,533		—
	補 正 後	1,533	—	—
ネット119システム使用料 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	1,320		—
	補 正 後	1,320	—	—
119番多言語対応委託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	197		—
	補 正 後	197	—	—
消防情報システム及び消防 救急デジタル無線保守委託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	104,130		—
	補 正 後	104,130	—	—
セキュアブラウザ保守委託 (令和5年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	1,206		—
	補 正 後	1,206	—	—

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
—	—	—	—	—	—
	198	—	—	—	198
R6~R8	198	—	—	—	198
—	—	—	—	—	—
	1,782	—	—	—	1,782
R6	1,782	—	—	—	1,782
—	—	—	—	—	—
	3,960	—	—	—	3,960
R6	3,960	—	—	—	3,960
—	—	—	—	—	—
	1,533	—	—	—	1,533
R6	1,533	—	—	—	1,533
—	—	—	—	—	—
	1,320	—	—	—	1,320
R6	1,320	—	—	—	1,320
—	—	—	—	—	—
	197	—	—	—	197
R6	197	—	—	—	197
—	—	—	—	—	—
	104,130	—	—	—	104,130
R6	104,130	—	—	—	104,130
—	—	—	—	—	—
	1,206	—	—	—	1,206
R6	1,206	—	—	—	1,206

議案第11号

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する
条例について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する
につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する
同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月25日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

- 1 給料月額及び一時金に係る手当の支給率等を改定するため。
- 2 会計年度任用職員に対する勤勉手当を新設するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「受ける」を「属する職務の級における最高の号給の」に、「100分の20」を「100分の25」に改める。

第36条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改め、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第37条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)
消防職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 188,100	円 204,100	円 227,900	円 265,300	円 323,100	円 365,500	円 410,300	円 459,900	円 506,000
2	189,900	205,800	229,900	266,800	325,300	368,100	412,700	463,000	517,900
3	191,800	207,600	231,700	268,200	327,500	370,500	415,200	466,000	
4	193,500	209,400	233,500	269,600	329,500	372,900	417,600	469,000	
5	194,900	211,300	235,500	271,100	331,500	374,800	419,500	472,000	
6	196,800	213,400	237,000	272,400	333,500	377,300	421,600	475,000	
7	198,600	215,700	238,500	273,600	335,400	379,600	423,700	478,000	
8	200,500	217,900	240,100	274,800	337,300	382,100	425,900	481,100	
9	202,100	219,800	242,000	275,800	339,200	384,500	427,800	483,800	
10	203,800	221,900	243,600	277,000	341,200	387,100	429,900	486,900	
11	205,500	224,000	245,300	278,200	343,200	389,700	432,000	489,900	
12	207,200	225,800	246,800	279,300	345,200	392,300	433,900	493,000	
13	208,900	227,600	248,500	280,400	347,000	394,600	435,600		
14	210,900	229,400	250,400	281,700	349,000	396,900	437,400		
15	213,000	231,100	252,200	282,700	350,900	399,100	439,300		
16	215,000	232,700	254,000	283,700	352,800	401,400	441,200		
17	217,100	234,600	255,300	284,400	354,500	403,200	443,000		
18	218,900	236,000	256,800	285,800	356,500	405,100	444,800		
19	220,800	237,400	258,300	287,100	358,300	407,000	446,600		
20	222,700	238,800	259,700	288,400	360,200	408,800	448,300		
21	224,600	240,400	261,100	289,400	362,100	410,600	450,100		
22	226,400	241,900	261,900	290,400	364,000	412,400	451,600		
23	228,000	243,500	262,700	291,600	365,900	414,200	453,000		
24	229,500	245,100	263,600	292,700	367,800	416,000	454,500		
25	231,400	246,700	264,500	293,600	369,700	417,600	455,900		
26	232,800	248,300	265,600	295,100	371,600	419,100	457,200		
27	234,100	249,900	266,700	296,700	373,500	420,600	458,500		
28	235,500	251,400	267,600	298,200	375,400	422,100	459,700		
29	237,200	252,400	268,400	299,800	376,900	423,600	460,700		
30	238,900	253,900	269,400	301,500	378,700	424,900	461,400		
31	240,500	255,400	270,500	303,200	380,500	426,200	462,200		
32	242,000	256,800	271,400	304,900	382,100	427,400	462,900		
33	243,500	258,000	271,900	306,200	383,800	428,600	463,600		
34	245,200	259,000	273,100	307,800	385,200	429,900	464,400		
35	246,800	259,900	274,100	309,500	386,600	431,200	465,100		
36	248,400	260,800	275,100	311,100	388,000	432,400	465,700		
37	249,400	261,800	275,700	312,700	389,400	433,600	466,200		
38	250,900	263,000	276,600	314,100	390,600	434,400	466,800		
39	252,400	264,100	277,400	315,600	391,800	435,200	467,400		
40	253,800	264,900	278,200	317,100	392,800	436,000	468,000		
41	255,000	265,800	279,000	318,400	393,900	436,600	468,500		
42	255,900	266,800	280,000	319,900	395,100	437,300	469,000		
43	256,800	267,800	280,900	321,400	396,200	438,000	469,400		
44	257,600	268,600	281,700	322,900	397,300	438,700	469,700		
45	258,400	269,200	282,500	324,400	398,000	439,500	470,000		
46	259,400	270,300	283,700	326,100	398,700	440,300			
47	260,300	271,200	284,900	327,800	399,400	440,700			
48	260,900	272,300	286,200	329,400	400,100	441,400			
49	261,500	273,000	287,600	330,800	400,700	441,900			
50	262,400	273,900	289,200	332,200	401,300	442,300			
51	263,300	274,800	290,500	333,600	401,800	442,700			
52	264,200	275,600	291,800	335,200	402,200	443,100			
53	264,700	276,400	293,200	336,700	402,600	443,500			
54	265,900	277,100	294,700	338,300	402,900	443,900			
55	266,700	277,900	296,100	339,900	403,200	444,300			
56	267,800	278,700	297,500	341,500	403,500	444,600			
57	268,500	279,400	298,700	342,400	403,800	444,900			
58	269,300	280,700	300,300	344,100	404,100	445,300			
59	270,000	281,900	301,900	345,700	404,400	445,600			
60	270,700	283,200	303,200	347,300	404,700	445,900			
61	271,300	284,500	304,500	348,900	405,000	446,200			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
62	271,900	285,900	306,000	350,600	405,300				
63	272,500	287,100	307,400	352,200	405,600				
64	273,100	288,500	308,700	353,900	405,900				
65	273,800	289,800	310,000	355,400	406,200				
66	274,800	290,900	311,600	357,000	406,500				
67	275,800	292,000	313,000	358,500	406,800				
68	276,600	293,100	314,400	360,000	407,100				
69	277,500	294,500	315,700	361,200	407,300				
70	278,700	295,900	317,100	362,600	407,600				
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,900				
72	281,000	298,300	319,800	365,300	408,100				
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,300				
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,600				
75	284,000	301,600	323,500	368,800	408,900				
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,100				
77	286,000	303,600	327,000	371,300	409,300				
78	287,100	305,000	328,700	372,500	409,600				
79	288,100	306,200	330,300	373,700	409,900				
80	288,700	307,500	331,900	374,800	410,100				
81	289,600	308,700	333,500	375,900	410,300				
82	290,600	310,100	335,100	377,100	410,600				
83	291,500	311,200	336,700	378,200	410,900				
84	292,300	312,500	338,300	379,400	411,100				
85	293,400	313,400	339,700	380,500	411,300				
86	294,500	314,700	341,200	381,100					
87	295,400	316,000	342,700	381,600					
88	296,400	317,500	344,100	382,100					
89	297,400	319,000	345,400	382,700					
90	298,500	320,500	346,600	383,300					
91	299,600	321,900	347,800	383,900					
92	300,700	323,400	349,100	384,500					
93	301,200	324,600	350,400	384,800					
94	302,300	325,900	351,900	385,300					
95	303,400	327,200	353,400	385,900					
96	304,700	328,500	354,800	386,400					
97	305,800	329,700	356,100	386,800					
98	307,000	331,000	357,300	387,200					
99	308,200	332,200	358,400	387,800					
100	309,400	333,400	359,600	388,300					
101	310,500		360,700	388,700					
102	311,500		361,800	389,200					
103	312,500		362,900	389,800					
104	313,500		364,000	390,300					
105	314,300		365,200	390,600					
106	314,900		365,700	391,000					
107	315,500		366,300	391,500					
108	316,100		366,900	391,800					
109	316,600		367,500	392,100					
110	317,100		368,000	392,600					
111	317,500		368,500						
112	318,000		369,000						
113	318,800		369,400						
114	319,500		369,800						
115	320,200		370,400						
116	320,800		370,900						
117	321,400		371,300						
118	322,200		371,800						
119	322,900		372,400						
120	323,700								
121	324,300								
122	324,600								
123	325,100								
124	325,600								
125	325,900								

備考 この表は、職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に適用する。

別表第2（第7条、第7条の2関係）
行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条の2の次に次の章名及び1条を加える。

第5章の2 在宅勤務等手当

(在宅勤務等手当)

第20条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則に定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に定めるもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める

第36条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第37条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方寝屋川消防組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の130」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	162,100 円	208,000 円
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000

63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

第4条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第10条」に、「第10条―第22条」を「第11条―第24条」に、「第23条―第25条」を「第25条―第27条」に改める。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

第23条を第27条とし、第4章中同条の前に次の2条を加える。

(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)

第25条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項(第19条第2項において準用する場合を含む。)の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、必要があると認めるときは、任命権者間の協議に基づき、当該任命権者が支給する会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額について調整をすることができる。この場合において、当該調整後における任命権者ごとの会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額の合計額は、当該調整前における任命権者ごとの会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額の合計額を超えてはならない。

(最低賃金額を考慮した給与の特例)

第26条 第4条又は第12条の規定にかかわらず、第27条の規定によりその例によることとされた給与条例第27条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額又は第18条の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額(以下「勤務1時間当たりの額」という。)が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額を下回る場合における給料の月額又は基本報酬の額は、勤務1時間当たりの額が同条に規定する最低賃金額に達するまで調整した額とする。

第22条中「第20条」を「第22条」に改め、同条を第24条とする。

第21条を第23条とし、第18条から第20条までを2条ずつ繰り下げる。

第17条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第19条 基準日にそれぞれ在職する前条第1項各号(基準日が12月1

日である場合にあっては、第3号を除く。)に掲げるパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間及び勤務形態を考慮して規則で定めるものを除く。)に対して、基準日以前6月以内の期間(規則で定める職員にあっては、規則で定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給日に勤勉手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員で管理者が別に定めるものについても、同様とする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基本報酬の額(日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

第16条中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、第2章中同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第9条 基準日にそれぞれ在職する前条第1項各号(基準日が12月1日である場合にあっては、第3号を除く。)に掲げるフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6月以内の期間(規則で定める職員にあっては、規則で定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給日に勤勉手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員で管理者が別に定めるものについても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した

日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。

- 4 勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の例による。

(枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年枚方寝屋川消防組合条例第2号）

第4条第1項の表中「376,000円」を「380,000円」に、「422,000円」を「427,000円」に、「472,000円」を「477,000円」に、「533,000円」を「539,000円」に改める。

第5条第4項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の220」を「100分の225」に改める。

(枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方寝屋川消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「給与条例第37条第1項」の次に「又は会計年度任用職員給与条例第8条第1項」を加え、「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第21条中「第23条」を「第27条」に、「第18条」を「第20条」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の改正規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第35条第1項の規定は、平成26年4月1日以降の勤務に係る管理職手当について適用し、同日前の勤務に係る管理職手当については、なお従前の例による。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（同条例第35条の規定に基づいて、別に定めた規則、規程その他これらに類する訓令等を含む。以下、「旧給与条例」という。）の規定に基づいて、新給与条例の施行日の前日までの勤務について支給された管理職手当は、新給与条例の規定により支給された管理職手当とみなす。
- 3 新給与条例別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、新給与条例第36条第2項及び第37条第2項の規定は同年12月1日から適用する。この場合において、旧給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第3条の規定による改正後の枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新会計年度任用職員給与条例」という。）別表第2の規定は令和5年4月1日から、新会計年度任用職員給与条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。この場合において、第3条の規定による改正前の枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 令和6年3月31日までの間、通年任用の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員についての給料月額及び基本報酬の額は、新会計年度任用職員給与条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）
- 6 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例（平成7年枚方寝屋川消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。
第8条の2第1項中「第9条」を「第10条」に、「第14条」を「第15条」

に改める。

第15条第3項中「第23条」を「第27条」に、「第18条」を「第20条」
に改める。

議案第 11 号参考資料

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について

改正後 (案)

現行

[第 1 条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係]

(管理職手当)

第 35 条 職員のうち、管理監督の職にある者にはその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額 100 分の 25 を超えない範囲において規則で定める額を管理職手当として支給する。

2・3 [略]

(期末手当)

第 36 条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し____、又は死亡した職員にあつては退職し____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

(勤勉手当)

第 37 条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た

(管理職手当)

第 35 条 職員のうち、管理監督の職にある者にはその者の受ける給料月額 100 分の 20 を超えない範囲において規則で定める額を管理職手当として支給する。

2・3 [略]

(期末手当)

第 36 条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

(勤勉手当)

第 37 条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た

改正後（案）	現行
<p>額とする。この場合において、支給する勤労手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[第2条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係]</p> <p><u>第5章の2 在宅勤務等手当</u></p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p><u>第20条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則に定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p><u>2 在宅勤務手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>額とする。この場合において、支給する勤労手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正後（案）	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第 36 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 37 条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 102.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 48.75</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>〔第 3 条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係〕</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 36 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 37 条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>

改正後（案）

（期末手当）

第 8 条 〔略〕

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 130 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

〔略〕

3 ～ 5 〔略〕

〔第 4 条 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係〕

目次

第 1 章 〔略〕

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第 4 条—第 10 条）

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償（第 11 条—

第 24 条）

第 4 章 雑則（第 25 条—第 27 条）

附則

（給与の種類）

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

現行

（期末手当）

第 8 条 〔略〕

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

〔略〕

3 ～ 5 〔略〕

目次

第 1 章 〔略〕

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第 4 条—第 9 条）

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償（第 10 条—

第 22 条）

第 4 章 雑則（第 23 条—第 25 条）

附則

（給与の種類）

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

改正後（案）	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条 基準日にそれぞれ在職する前条第1項各号（基準日が12月1日である場合にあつては、第3号を除く。）に掲げるフルタイム会計年度任用職員に対して、<u>基準日以前6月以内の期間（規則で定める職員にあつては、規則で定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給日に勤勉手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員で管理者が別に定めるものについても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</u></p> <p>4 <u>勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の例による。</u></p> <p>(他の条例の例)</p> <p>第10条 給料の支給期日及び第3条第1項に規定する手当（期末手当及び</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(他の条例の例)</p> <p>第9条 給料の支給期日及び第3条第1項に規定する手当（期末手当</p>

改正後（案）	現行
<p>勤勉手当を除く。以下この条において同じ。）の額、支給方法その他の手当の取扱いについては、給与条例の例による。</p> <p>第11条 [略] 第12条 [略] 第13条 [略] 第14条 [略]</p> <p>（時間外勤務報酬）</p> <p>第15条 勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務の時間が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。</p> <p>3 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定</p>	<p>を除く。以下この条において同じ。）の額、支給方法その他の手当の取扱いについては、給与条例の例による。</p> <p>第10条 [略] 第11条 [略] 第12条 [略] 第13条 [略]</p> <p>（時間外勤務報酬）</p> <p>第14条 勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務の時間が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。</p> <p>3 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定</p>

改正後（案）

された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務報酬を支給することを要しない。

（休日勤務報酬）

第16条 勤務時間条例第9条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務報酬として支給する。

（夜間勤務報酬）

第17条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務報酬として支給する。

第18条 [略]

（勤勉手当）

現行

された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務報酬を支給することを要しない。

（休日勤務報酬）

第15条 勤務時間条例第9条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務報酬として支給する。

（夜間勤務報酬）

第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務報酬として支給する。

第17条 [略]

改正後（案）	現行
<p>第 19 条 <u>基準日にそれぞれ在職する前条第 1 項各号（基準日が 12 月 1 日である場合にあっては、第 3 号を除く。）に掲げるパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間及び勤務形態を考慮して規則で定めるものを除く。）に対して、基準日以前 6 月以内の期間（規則で定める職員にあっては、規則で定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給日に勤勉手当を支給する。基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員で管理者が別に定めるものについても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第 3 項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「基本報酬の額（月額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額の 1 月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第 20 条 [略]</p> <p>第 21 条 [略]</p> <p>第 22 条 [略]</p> <p>第 23 条 [略]</p> <p>(費用弁償の支給)</p> <p>第 24 条 <u>第 22 条の規定による費用弁償の支給については、給与条例に規定する給料表の適用を受ける職員の通勤手当の例による。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)</p> <p>第 25 条 <u>任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任</u></p>	<p>[新設]</p> <p>第 18 条 [略]</p> <p>第 19 条 [略]</p> <p>第 20 条 [略]</p> <p>第 21 条 [略]</p> <p>(費用弁償の支給)</p> <p>第 22 条 <u>第 20 条の規定による費用弁償の支給については、給与条例に規定する給料表の適用を受ける職員の通勤手当の例による。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p>

改正後（案）	現行
<p>用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、任命権者は、必要があると認めるときは、任命権者間の協議に基づき、当該任命権者が支給する会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額について調整をすることができる。この場合において、当該調整後における任命権者ごとの会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額の合計額は、当該調整前における任命権者ごとの会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額を超えてはならない。</p> <p>（最低賃金額を考慮した給与の特例）</p> <p>第26条 第4条又は第12条の規定にかかわらず、第27条の規定によりその例によることとされた給与条令第27条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額又は第18条の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額（以下「勤務1時間当たりの額」という。）が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額を下回る場合における給料の月額又は基本報酬の額は、勤務1時間当たりの額が同条に規定する最低賃金額に達するまで調整した額とする。</p> <p>第27条 [略]</p> <p>〔第5条 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係〕</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p>	<p>[新設]</p> <p>第23条 [略]</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。</p>

改正後（案）

号給	給料月額
1	380,000 円
2	427,000 円
3	477,000 円
4	539,000 円

2～5 〔略〕

（特定任期付職員等に係る給与条例の適用除外等）

第5条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 特定任期付職員に対する給与条例第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の225」とする。

〔第6条 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例関係〕

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 〔略〕

2 給与条例第37条第1項又は会計年度任用職員給与条例第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員

のうちに、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第

現行

号給	給料月額
1	376,000 円
2	422,000 円
3	472,000 円
4	533,000 円

2～5 〔略〕

（特定任期付職員等に係る給与条例の適用除外等）

第5条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 特定任期付職員に対する給与条例第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の220」とする。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 〔略〕

2 給与条例第37条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法 第

改正後（案）

22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第 8 条第 1 項の規則で定める日という。）又はそのいずれかの日）に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第 21 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 41 条（会計年度任用職員給与条例第 27 条においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 27 条（会計年度任用職員給与条例第 27 条においてその例による場合を含む。）及び会計年度任用職員給与条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

現行

22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第 8 条第 1 項の規則で定める日という。）又はそのいずれかの日）に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第 21 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 41 条（会計年度任用職員給与条例第 23 条においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 27 条（会計年度任用職員給与条例第 23 条においてその例による場合を含む。）及び会計年度任用職員給与条例第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

議案第12号

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月25日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離及び火災予防上必要な措置を規定するもの。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合火災予防条例（昭和37年枚方寝屋川消防組合条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1 厨房設備の部固体燃料の款を次のように改める。

固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料と するもの	炭火焼き器	—	1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	不 燃	木炭を燃料と するもの	炭火焼き器	—	8 0	3 0	— 0	3 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の枚方寝屋川消防組合火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第12号参考資料
枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

改正後 (案)	現行
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3の2) _____ 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) その管体は<u>雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(18) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、<u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3の3)～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) _____ <u>雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(18) [略]</p> <p>2 [略]</p>

改正後（案）	現行
<p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもの）であつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台の上に設けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</p>	<p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアワット・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台の上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台の上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p>

改正後（案）	現行
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者又はこれを廃止したもの（第18号を除く。）についてと同様とする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</p> <p>(14)・(15) [略]</p> <p>別表第1（第3条、8条、18条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。</p> <p>2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。</p> <p>3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者又はこれを廃止したもの（第13号を除く。）についてと同様とする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)・(15) [略]</p> <p>別表第1（第3条、8条、18条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。</p> <p>2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。</p> <p>3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p>

【別記1】一部抜粋
改正後（案）

種類		入力	離隔距離 (cm)				備考
			上方	側方	前方	後方	
(略)							
厨房 設備	気体 燃料	開放式 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリドル付こんろ 据置型レンジ	14kW以下	15	15	15	注：機器本体上方の側方 又は後方の離隔距離 を示す。
	不燃 以外		21kW以下	注	注	注	
厨房 設備	不燃	開放式 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリドル付こんろ 据置型レンジ	14kW以下	0	—	0	
	不燃 以外		21kW以下	0	—	0	
厨房 設備	固体 燃料	木炭を燃料とするもの 炭火焼き器	—	100	50	50	
	不燃 以外		—	80	30	—	
厨房 設備	不燃	木炭を燃料とするもの 炭火焼き器	—	80	30	—	
	不燃 以外		—	250	200	300	
厨房 設備	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの 炭火焼き器	—	150	100	200	
	上記に分類されないもの		—	100	50	100	
(略)							

議案第13号

財産（防火衣）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月25日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

- | | |
|-----------|---|
| 1 取得物件 | 防火衣（消防担当及び救助担当用）83セット |
| 2 契約先 | 大阪市阿倍野区阿倍野元町10番2号
A r k 株式会社
代表取締役 藤田 修士 |
| 3 取得金額 | 金 19,264,300円 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札による |
| 5 納入期限 | 令和6年3月22日 |
| 6 契約条項その他 | 契約内容に関しては、枚方寝屋川消防組合契約規則第34条に定める事項を記載した契約による。
なお、この契約は枚方寝屋川消防組合議会の議決を経て本契約の効力が生じるものとする。 |

執行調書

入札物件名： 防火衣（消防担当及び救助担当）の購入

入札執行日時： 令和5年11月16日（木） 13時00分

(単位：円)

回数 指名業者	1 回	2 回	3 回
A r k (株)	17,513,000 落札		
(株)エスティーユニフォーム	18,675,000		
(株)赤尾	失格 (提出なし)		

※ 枚方寝屋川消防組合設定入札書比較価格 金 18,461,690 円

議案第14号

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令
事務の委託に関する規約の一部変更について

次のとおり枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の変更に関し協議するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条及び第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月25日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約に基づく経費の負担方法について、変更するため。

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約（平成27年枚方寝屋川消防組合告示第3号）の一部を次のように変更する。

第1条第4号中「運営」の次に「（更新整備を含む。）」を加える。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 委託費のうち、交野市に係る共同経費の額は、当該年度の組合及び交野市に係る第1条各号に規定する事務に要する共同経費の合計額に、基準財政需要額割（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出される交野市の当該予算年度の前年度の消防費に係る基準財政需要額から、枚方市、寝屋川市及び交野市の当該基準財政需要額の合計額を除いて得た率をいう。）を乗じて得た額とする。
- 第3条第4項及び第5項を削り、同条第6項を同条第4項とする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号参考資料

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の一部変更について

改正後 (案)	現行
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、消防通信指令の運営(更新整備を含む。)に関する事務</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委託費のうち、交野市に係る共同経費の額は、当該年度の組合及び交野市に係る第1条各号に規定する共同経費の合計額に、基準財政需要額割(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第11条の規定により算出される交野市の当該年度の前年度の消防費に係る基準財政需要額から、枚方市、寝屋川市及び交野市の当該基準財政需要額の合計額を除外して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。</p> <p>[削る]</p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、消防通信指令の運営に関する事務</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委託費のうち、共同経費の額は、当該年度の組合及び交野市に係る第1条各号に規定する事務に要する共同経費の額の合計額(以下「対象経費」という。)を次項に定めるところにより均等割、世帯割及び人口割に区分し、当該均等割の額の2分の1の額並びに交野市の世帯数及び人口に応じた世帯割及び人口割の額の合計額とする。</p> <p>4 前項の均等割、世帯割及び人口割の対象経費に対する割合は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>均等割 100分の6.0</p> <p>世帯割 100分の47.0</p> <p>人口割 100分の47.0</p>

改正後 (案)	現行
<p>[削る]</p> <p>4 [略] 第4条～ [略]</p>	<p>5 <u>第3項の世帯割及び人口割の割合は、枚方市及び寝屋川市並びに交野市の前年度の9月末日現在における住民基本台帳の世帯数及び人口により按分して算出するものとする。</u></p> <p>6 [略] 第4条～ [略]</p>